

湯河原町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考						
(組織) 第5条 (略) 2 (略)	(組織) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>法第14条の規定に基づく附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、別表に掲げる附属機関を置く。</u> 4 <u>前項に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、町長が別に定める。</u> <u>別表 (第5条関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>附 属 機 関</u></th><th><u>設置目的</u></th><th><u>委員の定数</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会</u></td><td><u>水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。</u></td><td><u>10人以内</u></td></tr> </tbody> </table> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 (略)	<u>附 属 機 関</u>	<u>設置目的</u>	<u>委員の定数</u>	<u>湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会</u>	<u>水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。</u>	<u>10人以内</u>	
<u>附 属 機 関</u>	<u>設置目的</u>	<u>委員の定数</u>						
<u>湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会</u>	<u>水道事業及び下水道事業の運営に関する事項につき、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。</u>	<u>10人以内</u>						

○湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

現 行			改 正 後			備 考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
区 分		報 酬 額	区 分		報 酬 額	
(略)		(略)	(略)		(略)	
学 校 運 営 協 議 会	(略)	(略)	学 校 運 営 協 議 会	(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	湯 河 原 町 上 下 水 道 経 営 審 議 会		会 長 委 員	日 額 12,000円 日 額 10,000円
(略)		(略)	(略)		(略)	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。						